## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	乳がん検診業務及び手数料徴収事務
委託業務場所	草津市
概    要	40歳以上の女性市民を対象に、マンモグラフィ単独法による乳がん検診を実施する。 〔内容〕問診、マンモグラフィ撮影、マンモグラフィ読影判定、自己触診法についての指導、結果通知、手数料徴収
契 約 期 間	令和 4年 6月 1日から 令和 5年 3月31日まで
契約年月日	令和 4年 6月 1日
契約金額	40歳以上 50歳未満 1件につき 8,004円 50歳以上 1件につき 5,584円
契約の相手方	〔所在地〕草津市野路一丁目13番36号 〔名 称〕滋賀もりブレストクリニック 西友南草津店1F
契約相手方の 選 定 理 由	当該業務はマンモグラフィ装置が必要であり、この装置を有し、乳がん 検診を実施することができる病院であることから先の同業務を締結し ている9病院に加え、契約を行う。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。